

長野県保育士就職活動支援金交付要綱（案）

（令和6年7月2日 6こ家第139号）

（趣旨）

第1 この要綱は、県内の保育所等に勤務する保育士の確保及び定着を図るため、県内保育所等への就職を希望する県外在住の保育士（県外の保育士養成施設に在学中の学生を含む。ただし、県外の保育士養成施設に県内から通学している者は除く。以下同じ。）が、県内保育所等に就職する際に行う実習や就職活動に要した費用について、予算の範囲内で長野県保育士就職活動支援金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1）保育所等とは、次に掲げるいずれかに該当する施設をいう。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児童福祉法」という。）第39条に規定する保育所

イ 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業

ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。）第2条第6項に規定する認定こども園

エ 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育施設

（2）実習とは、保育士資格取得に必要な保育実習をいう。

（3）就職活動とは、保育所等での採用試験、面接及び就職説明会等へ参加することをいう。

（補助対象者）

第3 この支援金の対象者は、県内保育所等への就職を希望する者のうち、県外の保育士養成施設に在籍する学生及び県外在住の保育士とする。

（補助対象事業）

第4 この支援金の対象となる事業は、県内保育所等への就職を希望する県外在住の保育士が、県内保育所等で行う実習や就職活動のために、県外住所地と県内の目的地の間を移動する際に必要な経費を補助するものとする。

（対象経費及び補助額）

第5 この支援金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

2 この支援金の交付額は、補助対象経費又は補助限度額のいずれか低い額とする。

（交付申請）

第6 規則第3条の規定による交付申請書の様式は別記様式によるものとし、県外の住所地と県内の目的地の間を移動した日が属する年度の2月28日までに県に提出しなければならない。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費を支払ったことが証明できるもの。
- (2) 住所地を証明できるもの。
- (3) 保育士資格を有する場合は、保育士であることを証明できるもの。（保育士登録証の写し）
- (4) 保育士養成施設卒業予定者は、保育士養成施設に在籍していることを証明するもの。
(学生証又は在学証明書の写し)

（交付決定）

第7 知事は、前条に規定する交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定を行い、当該申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第8 第6に規定する交付申請書は、規則第12条第1項に規定する実績報告書を兼ねるものとする。

2 第7に規定する交付決定の通知は、規則第13条第2項の規定による額の確定に係る通知を兼ねるものとする。

（支援金の交付方法）

第9 支援金は、規則第13条の規定により支援金の額の確定をした後、交付するものとする。

（支援金の返還）

第10 知事は、支援金の交付決定を受けた者又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、または既に交付した支援金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 規則及びこの支援金交付要綱の規定に違反したとき
- (2) 不正又は虚偽の申請により、支援金の交付決定を受けたとき
- (3) その他知事が交付の決定を取り消す必要があると認めたとき

（その他）

第11 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

（適用期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

別表 補助対象経費及び負担割合

補助対象経費	県内保育所等で行う実習や就職活動のために、県外住所地と県内の目的地の間の移動に要する交通費及び宿泊費（※） なお、交通費は、公共交通機関を利用した場合に限るものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合についてはタクシーの利用を認めるものとする。
補助率	県10/10（ただし、100円未満切り捨て）
補助限度額	30,000円/人
補助限度回数	同一年度内ごとに、補助限度額に達するまで何回でも申請可能

- ※ 原則として、県外住所地と県内の目的地の往復にかかる経費を対象とするが、往路のみ又は帰路のみの申請も可能とする。
- ※ 交通費については、原則として、県外住所地から採用面接等を受けた県内保育所等の間の移動にかかる交通費を対象とする。
- ※ 移動と宿泊が一体となった旅行商品についても対象とする。
- ※ 鉄道に関しては、グリーン料金、グランクラス料金を除く額を対象とする。
- ※ 各種ポイント等を利用した支払は対象外とする。
- ※ 就職活動のために訪問した県内保育所等から交通費や宿泊費の一部について支給を受けた場合にあっては、当該金額を除いた額を補助対象経費とする。
- ※ 国、県、市町村その他公的支援機関等から同主旨の補助金等の交付を別途受けている場合は、補助対象外とする。